

建築物石綿含有建材調査者講習 受講資格

受講資格	区分記号	学歴、実務年数等		添付証明書類
	イ	石綿作業主任者	労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	技能講習修了証の写し 当日原本持参 本人確認書類の写し
	ロ	大卒(建築) +実務2年(建築)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書の写し 履修証明書の写し 実務経験証明 本人確認書類の写し
	ハ	短大卒(建築3年) +実務3年(建築)	学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。二において同じ。)、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書の写し 履修証明書の写し 実務経験証明 本人確認書類の写し
	ニ	短大卒(建築) または 高専卒(建築) +実務4年(建築)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者(ハに該当する者を除く。)	卒業証明書の写し 履修証明書の写し 実務経験証明 本人確認書類の写し
	ホ	高卒等(建築) +実務7年(建築)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書の写し 履修証明書の写し 実務経験証明 本人確認書類の写し
	ヘ	学歴不問 +実務11年(建築)	建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明 本人確認書類の写し
	ト	特化作業主任者 +実務5年 (石綿調査)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者	技能講習修了証の写し 当日原本持参 実務経験証明 本人確認書類の写し
	チ	建築行政 実務2年	建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者	辞令の写し 実務経験証明 本人確認書類の写し
	リ	環境(石綿)行政 実務2年	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して二年以上の実務の経験を有する者	辞令の写し 実務経験証明 本人確認書類の写し
	ヌ	各種専門官	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	専門官証票または辞令の写し 実務経験証明 本人確認書類の写し
	ル	労働基準監督官 2年	労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者	辞令の写し 実務経験証明
	ヲ	作業環境測定士 +実務5年	ロからルまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者 (第1種作業環境測定士または第2種作業環境測定士であつて、建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者)	登録証または修了証の写し 当日原本持参 本人確認書類の写し

※区分 ロ～への「建築に関する実務」については、その経験の中に 建築物解体工事 または 改修工事の実務に関する経験が含まれている必要があります。